

平成27年10月 漁港関係工事積算基準 正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考
<p>第1部 漁港関係 工事積算 基準</p> <p>第2章 間接工事 費の施工 歩掛</p> <p>1300 回航・ えい航費</p>	<p>間接-51 (133)</p>	<p>2. 回航費</p> <p>2-1 積算条件の設定</p> <p>2-1-1 回航方式</p> <p>1) 被回航方式</p> <p>(1) <u>揚錨船は、淺瀬船と同時引きとする。</u></p> <p>(2) <u>土運船、台船については、2隻まで同時えい航できるものとする。</u>  <small>なお、この場合のえい航速度は、1隻のとときと同じ速度とする。</small></p> <p>(3) <u>回航用引船は、原則として回航基地に待機するものとし、回航片道ごとに基地までの独航を見込む。ただし、回航用引船規格が作業用引船以上の場合は作業用引船として兼用することとする。</u></p>	<p>2. 回航費</p> <p>2-1 積算条件の設定</p> <p>2-1-1 回航方式</p> <p>1) 被回航方式</p> <p><u>(1) 土運船、台船については、2隻まで同時えい航できるものとする。</u>  <small>なお、この場合のえい航速度は、1隻のとときと同じ速度とする。</small></p> <p><u>(2) 回航用引船は、原則として回航基地に待機するものとし、回航片道ごとに基地までの独航を見込む。ただし、回航用引船規格が作業用引船以上の場合は作業用引船として兼用することとする。</u></p>	<p>記載 内容の 訂正</p>

区分	頁・行	誤	正	備考																																																								
1600 測量業務 積算基準	測量-1 (635)	<p>[1600] 測量業務積算基準</p> <p>1. 積算の通則 「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第2編 測量・調査業務積算基準、第4編 磁気探査業務積算基準、第5編 潜水探査業務積算基準の各編 1節 積算の通則」及び「1600 総則」を適用する。</p> <p>2. 積算価格の内訳 「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第2編 測量・調査業務積算基準、第4編 磁気探査業務積算基準、第5編 潜水探査業務積算基準の各編 2節 積算価格の内訳」を適用する。 なお、各編における「旅費・交通費」及び3.標準歩掛の各測量・調査業務における旅費については、「1600 総則」を、安全費については「土木事業委託積算基準 測量編」を適用する。</p> <p>3. 標準歩掛 1610 測量業務 1610-010 深湛測量 「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係工事標準歩掛 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の標準歩掛 第2編 測量・調査業務 1節 測量業務 1.深湛測量」を適用する。 なお、「1-2-2 根材運搬 (1)トラック運転日数 (2往復当り)」は下表を適用する。</p> <p>トラック運転日数 (2往復当り) (運搬1回) 【DXE01980】</p> <table border="1" data-bbox="459 901 1176 1157"> <thead> <tr> <th>往復平均距離 (km)</th> <th>運転日数</th> <th>往復平均距離 (km)</th> <th>運転日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5km未満</td> <td>1.0</td> <td>150km以上～175km未満</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>2.5km以上～5.0km未満</td> <td>1.5</td> <td>175km以上～200km未満</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>5.0km以上～7.5km未満</td> <td>2.0</td> <td>200km以上～225km未満</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>7.5km以上～10.0km未満</td> <td>2.5</td> <td>225km以上～250km未満</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>10.0km以上～12.5km未満</td> <td>3.0</td> <td>250km以上～275km未満</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>12.5km以上～15.0km未満</td> <td>3.5</td> <td>275km以上～300km未満</td> <td>6.5</td> </tr> </tbody> </table>	往復平均距離 (km)	運転日数	往復平均距離 (km)	運転日数	2.5km未満	1.0	150km以上～175km未満	4.0	2.5km以上～5.0km未満	1.5	175km以上～200km未満	4.5	5.0km以上～7.5km未満	2.0	200km以上～225km未満	5.0	7.5km以上～10.0km未満	2.5	225km以上～250km未満	5.5	10.0km以上～12.5km未満	3.0	250km以上～275km未満	6.0	12.5km以上～15.0km未満	3.5	275km以上～300km未満	6.5	<p>[1600] 測量業務積算基準</p> <p>1. 積算の通則 「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第2編 測量・調査業務積算基準、第4編 磁気探査業務積算基準、第5編 潜水探査業務積算基準の各編 1節 積算の通則」及び「1600 総則」を適用する。</p> <p>2. 積算価格の内訳 「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第2編 測量・調査業務積算基準、第4編 磁気探査業務積算基準、第5編 潜水探査業務積算基準の各編 2節 積算価格の内訳」を適用する。 なお、各編における「旅費・交通費」及び3.標準歩掛の各測量・調査業務における旅費については、「1600 総則」を、安全費については「土木事業委託積算基準 測量編」を適用し、<b>安全費の別表欄には業務成果品費を含めないこととする。</b></p> <p>3. 標準歩掛 1610 測量業務 1610-010 深湛測量 「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係工事標準歩掛 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の標準歩掛 第2編 測量・調査業務 1節 測量業務 1.深湛測量」を適用する。 なお、「1-2-2 根材運搬 (1)トラック運転日数 (2往復当り)」は下表を適用する。</p> <p>トラック運転日数 (2往復当り) (運搬1回) 【DXE01980】</p> <table border="1" data-bbox="1288 901 2004 1157"> <thead> <tr> <th>往復平均距離 (km)</th> <th>運転日数</th> <th>往復平均距離 (km)</th> <th>運転日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5km未満</td> <td>1.0</td> <td>150km以上～175km未満</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>2.5km以上～5.0km未満</td> <td>1.5</td> <td>175km以上～200km未満</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>5.0km以上～7.5km未満</td> <td>2.0</td> <td>200km以上～225km未満</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>7.5km以上～10.0km未満</td> <td>2.5</td> <td>225km以上～250km未満</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>10.0km以上～12.5km未満</td> <td>3.0</td> <td>250km以上～275km未満</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>12.5km以上～15.0km未満</td> <td>3.5</td> <td>275km以上～300km未満</td> <td>6.5</td> </tr> </tbody> </table>	往復平均距離 (km)	運転日数	往復平均距離 (km)	運転日数	2.5km未満	1.0	150km以上～175km未満	4.0	2.5km以上～5.0km未満	1.5	175km以上～200km未満	4.5	5.0km以上～7.5km未満	2.0	200km以上～225km未満	5.0	7.5km以上～10.0km未満	2.5	225km以上～250km未満	5.5	10.0km以上～12.5km未満	3.0	250km以上～275km未満	6.0	12.5km以上～15.0km未満	3.5	275km以上～300km未満	6.5	文言の追加
往復平均距離 (km)	運転日数	往復平均距離 (km)	運転日数																																																									
2.5km未満	1.0	150km以上～175km未満	4.0																																																									
2.5km以上～5.0km未満	1.5	175km以上～200km未満	4.5																																																									
5.0km以上～7.5km未満	2.0	200km以上～225km未満	5.0																																																									
7.5km以上～10.0km未満	2.5	225km以上～250km未満	5.5																																																									
10.0km以上～12.5km未満	3.0	250km以上～275km未満	6.0																																																									
12.5km以上～15.0km未満	3.5	275km以上～300km未満	6.5																																																									
往復平均距離 (km)	運転日数	往復平均距離 (km)	運転日数																																																									
2.5km未満	1.0	150km以上～175km未満	4.0																																																									
2.5km以上～5.0km未満	1.5	175km以上～200km未満	4.5																																																									
5.0km以上～7.5km未満	2.0	200km以上～225km未満	5.0																																																									
7.5km以上～10.0km未満	2.5	225km以上～250km未満	5.5																																																									
10.0km以上～12.5km未満	3.0	250km以上～275km未満	6.0																																																									
12.5km以上～15.0km未満	3.5	275km以上～300km未満	6.5																																																									

平成27年10月 漁港関係工事積算基準 正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考																																																								
1700 土質調査 積算基準	土質-1 (641)	<p style="text-align: center;">〔1700〕土質調査積算基準</p> <p>1. 積算の通則 「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第3編 土質調査積算基準 1節 積算の通則」及び「1300 総則」を適用する。</p> <p>2. 積算価格の内訳 「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第3編 土質調査積算基準 2節 積算価格の内訳」を適用する。 なお、各編における「旅費・交通費」及び3.標準歩掛における旅費については、「1300 総則」を適用する。</p> <p>3. 標準歩掛 1710 土質調査 1710-010 土質調査 「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係工事標準歩掛 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の標準歩掛 第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 1.土質調査」を適用する。 なお、「1-9 運 搬 (2)樹材運搬 ②樹材運搬 (2往復・1台当り)運転日数」は下表を適用する。</p> <p>◎ 樹材運搬 (2往復・1台当り) 運転日数 【D×E01980】</p> <table border="1" data-bbox="461 820 1184 1075"> <thead> <tr> <th>往復平均距離 (km)</th> <th>運 転 日 数</th> <th>往復平均距離 (km)</th> <th>運 転 日 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5km未満</td> <td>1.0</td> <td>15.0km以上～ 17.5km未満</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>2.5km以上～ 5.0km未満</td> <td>1.5</td> <td>17.5km以上～ 20.0km未満</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>5.0km以上～ 7.5km未満</td> <td>2.0</td> <td>20.0km以上～ 22.5km未満</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>7.5km以上～ 10.0km未満</td> <td>2.5</td> <td>22.5km以上～ 25.0km未満</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>10.0km以上～ 12.5km未満</td> <td>3.0</td> <td>25.0km以上～ 27.5km未満</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>12.5km以上～ 15.0km未満</td> <td>3.5</td> <td>27.5km以上～ 30.0km未満</td> <td>6.5</td> </tr> </tbody> </table>	往復平均距離 (km)	運 転 日 数	往復平均距離 (km)	運 転 日 数	2.5km未満	1.0	15.0km以上～ 17.5km未満	4.0	2.5km以上～ 5.0km未満	1.5	17.5km以上～ 20.0km未満	4.5	5.0km以上～ 7.5km未満	2.0	20.0km以上～ 22.5km未満	5.0	7.5km以上～ 10.0km未満	2.5	22.5km以上～ 25.0km未満	5.5	10.0km以上～ 12.5km未満	3.0	25.0km以上～ 27.5km未満	6.0	12.5km以上～ 15.0km未満	3.5	27.5km以上～ 30.0km未満	6.5	<p style="text-align: center;">〔1700〕土質調査積算基準</p> <p>1. 積算の通則 「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第3編 土質調査積算基準 1節 積算の通則」及び「1300 総則」を適用する。</p> <p>2. 積算価格の内訳 「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第3編 土質調査積算基準 2節 積算価格の内訳」を適用する。 なお、各編における「旅費・交通費」及び3.標準歩掛における旅費については、「1300 総則」を適用し、<b>旅費・交通費に係る基準見直し取扱い費の訂正とする。</b></p> <p>3. 標準歩掛 1710 土質調査 1710-010 土質調査 「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係工事標準歩掛 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の標準歩掛 第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 1.土質調査」を適用する。 なお、「1-9 運 搬 (2)樹材運搬 ②樹材運搬 (2往復・1台当り)運転日数」は下表を適用する。</p> <p>◎ 樹材運搬 (2往復・1台当り) 運転日数 【D×E01980】</p> <table border="1" data-bbox="1296 831 1998 1075"> <thead> <tr> <th>往復平均距離 (km)</th> <th>運 転 日 数</th> <th>往復平均距離 (km)</th> <th>運 転 日 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5km未満</td> <td>1.0</td> <td>15.0km以上～ 17.5km未満</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>2.5km以上～ 5.0km未満</td> <td>1.5</td> <td>17.5km以上～ 20.0km未満</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>5.0km以上～ 7.5km未満</td> <td>2.0</td> <td>20.0km以上～ 22.5km未満</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>7.5km以上～ 10.0km未満</td> <td>2.5</td> <td>22.5km以上～ 25.0km未満</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>10.0km以上～ 12.5km未満</td> <td>3.0</td> <td>25.0km以上～ 27.5km未満</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>12.5km以上～ 15.0km未満</td> <td>3.5</td> <td>27.5km以上～ 30.0km未満</td> <td>6.5</td> </tr> </tbody> </table>	往復平均距離 (km)	運 転 日 数	往復平均距離 (km)	運 転 日 数	2.5km未満	1.0	15.0km以上～ 17.5km未満	4.0	2.5km以上～ 5.0km未満	1.5	17.5km以上～ 20.0km未満	4.5	5.0km以上～ 7.5km未満	2.0	20.0km以上～ 22.5km未満	5.0	7.5km以上～ 10.0km未満	2.5	22.5km以上～ 25.0km未満	5.5	10.0km以上～ 12.5km未満	3.0	25.0km以上～ 27.5km未満	6.0	12.5km以上～ 15.0km未満	3.5	27.5km以上～ 30.0km未満	6.5	文言の追加
往復平均距離 (km)	運 転 日 数	往復平均距離 (km)	運 転 日 数																																																									
2.5km未満	1.0	15.0km以上～ 17.5km未満	4.0																																																									
2.5km以上～ 5.0km未満	1.5	17.5km以上～ 20.0km未満	4.5																																																									
5.0km以上～ 7.5km未満	2.0	20.0km以上～ 22.5km未満	5.0																																																									
7.5km以上～ 10.0km未満	2.5	22.5km以上～ 25.0km未満	5.5																																																									
10.0km以上～ 12.5km未満	3.0	25.0km以上～ 27.5km未満	6.0																																																									
12.5km以上～ 15.0km未満	3.5	27.5km以上～ 30.0km未満	6.5																																																									
往復平均距離 (km)	運 転 日 数	往復平均距離 (km)	運 転 日 数																																																									
2.5km未満	1.0	15.0km以上～ 17.5km未満	4.0																																																									
2.5km以上～ 5.0km未満	1.5	17.5km以上～ 20.0km未満	4.5																																																									
5.0km以上～ 7.5km未満	2.0	20.0km以上～ 22.5km未満	5.0																																																									
7.5km以上～ 10.0km未満	2.5	22.5km以上～ 25.0km未満	5.5																																																									
10.0km以上～ 12.5km未満	3.0	25.0km以上～ 27.5km未満	6.0																																																									
12.5km以上～ 15.0km未満	3.5	27.5km以上～ 30.0km未満	6.5																																																									

## 2. 回航費

### 2-1 積算条件の設定

#### 2-1-1 回航方式

##### 1) 被回航方式

(1) 土運船、台船については、2隻まで同時えい航できるものとする。

なお、この場合のえい航速度は、1隻のときと同じ速度とする。

(2) 回航用引船は、原則として回航基地に待機するものとし、回航片道ごとに基地までの独航を見込む。ただし、回航用引船規格が作業用引船以上の場合は作業用引船として兼用することとする。

## 〔1600〕 測量業務積算基準

## 1. 積算の通則

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第2編 測量・調査業務積算基準、第4編 磁気探査業務積算基準、第5編 潜水探査業務積算基準の各編 1節 積算の通則」及び「1300 総則」を適用する。

## 2. 積算価格の内訳

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第2編 測量・調査業務積算基準、第4編 磁気探査業務積算基準、第5編 潜水探査業務積算基準の各編 2節 積算価格の内訳」を適用する。

なお、各編における「旅費・交通費」及び3.標準歩掛の各測量・調査業務における旅費については、「1300 総則」を、安全費については「土木事業委託積算基準 測量編」を適用し、安全費の対象額には業務成果品費を含めないこととする。

## 3. 標準歩掛

## 1610 測量業務

## 1610-010 深浅測量

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係工事標準歩掛 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の標準歩掛 第2編 測量・調査業務 1節 測量業務 1.深浅測量」を適用する。

なお、「1-2-2 機材運搬 (1)トラック運転日数 (2往復当り)」は下表を適用する。

トラック運転日数 (2往復当り) (運搬1回)

【DXE01980】

往復平均距離 (km)	運転日数	往復平均距離 (km)	運転日数
2.5 km未満	1.0	1.50 km以上～ 1.75 km未満	4.0
2.5 km以上～ 5.0 km未満	1.5	1.75 km以上～ 2.00 km未満	4.5
5.0 km以上～ 7.5 km未満	2.0	2.00 km以上～ 2.25 km未満	5.0
7.5 km以上～ 10.0 km未満	2.5	2.25 km以上～ 2.50 km未満	5.5
10.0 km以上～ 12.5 km未満	3.0	2.50 km以上～ 2.75 km未満	6.0
12.5 km以上～ 15.0 km未満	3.5	2.75 km以上～ 3.00 km未満	6.5

## 1610-020 水路測量

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係工事標準歩掛 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の標準歩掛 第2編 測量・調査業務 1節 測量業務 2.深浅測量」を適用する。

## 1610-030 汀線測量

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係工事標準歩掛 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の標準歩掛 第2編 測量・調査業務 1節 測量業務 3.汀線測量」を適用する。

## 〔1700〕 土質調査積算基準

## 1. 積算の通則

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第3編 土質調査積算基準 1節 積算の通則」及び「1300 総則」を適用する。

## 2. 積算価格の内訳

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第3編 土質調査積算基準 2節 積算価格の内訳」を適用する。

なお、各編における「旅費・交通費」及び3.標準歩掛における旅費については、「1300 総則」を適用し旅費交通費に係る基準日額は直接人件費の対象とする。

## 3. 標準歩掛

## 1710 土質調査

## 1710-010 土質調査

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係工事標準歩掛 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の標準歩掛 第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 1.土質調査」を適用する。

なお、「1-9 運搬 (2)機材運搬 ②機材運搬 (2往復・1台当り)運転日数」は下表を適用する。

## ② 機材運搬 (2往復・1台当り) 運転日数

【DXE01980】

往復平均距離 (km)	運転日数	往復平均距離 (km)	運転日数
2.5km未満	1.0	1.50km以上～1.75km未満	4.0
2.5km以上～5.0km未満	1.5	1.75km以上～2.00km未満	4.5
5.0km以上～7.5km未満	2.0	2.00km以上～2.25km未満	5.0
7.5km以上～10.0km未満	2.5	2.25km以上～2.50km未満	5.5
10.0km以上～12.5km未満	3.0	2.50km以上～2.75km未満	6.0
12.5km以上～15.0km未満	3.5	2.75km以上～3.00km未満	6.5

また、スパット台船輸送は下表を適用する。

## スパット台船輸送1回当り (片道)

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
トラック	12t	台	2	

注) 1. 本輸送は、ボーリングマシンの輸送も兼ねるものとする。

2. 特大品割増は計上しない。